○浜松市かわな野外活動センター条例

昭和６０年３月３０日

浜松市条例第４３号

〔注〕平成１７年６月から改正経過を注記した。

（趣旨）

第１条　この条例は、自然の中での共同生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民の健康の増進を図るため設置する野外活動センターについて必要な事項を定める。

（名称及び位置）

第２条　野外活動センターは、浜松市かわな野外活動センター（以下「センター」という。）といい、浜松市浜名区引佐町川名４５５番地の５に置く。

（平１７条例３２４・平１８条例１１８・令５条例９・一部改正）

（構成施設）

第２条の２　センターを構成する施設は、次のとおりとする。

⑴ 舎営施設（少年自然の家）

⑵ 野営施設

（開場時間）

第２条の３　センターの開場時間は、宿泊の場合を除き、午前９時から午後９時までとする。ただし、第３条の２第１項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得てこれを変更することができる。

（平２０条例６２・追加）

（休場日等）

第３条　センターの休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を得て臨時に休場し、開場し、又は休場日を変更することができる。

⑴ 月曜日（７月１日から９月３０日までの間を除く。）

⑵ １２月２９日から翌年の１月３日まで

（平１７条例３２４・平２０条例６１・平２０条例６２・一部改正）

（指定管理者による管理）

第３条の２　委員会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体にセンターの管理

を行わせるものとする。

２　指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長又は委員会のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) センターの利用の許可に関する業務

(2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前２号に掲げるもののほか、センターの管理に関して委員会が必要があると認める業務

（平１７条例３２４・追加、平２０条例６１・一部改正）

（利用の許可）

第４条　センターを利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

（平１７条例３２４・一部改正）

（利用の制限）

第５条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

(1) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。

(2) 営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。

(3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（平１７条例３２４・一部改正）

（利用料金の納付）

第６条　第４条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用する日前において指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

３　指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

４　利用料金は、指定管理者の収入とする。

（平１７条例３２４・全改、平２０条例６２・一部改正）

（利用料金の減免）

第７条　指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（平１７条例３２４・一部改正）

（利用料金の不還付）

第８条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（平１７条例３２４・一部改正）

（利用権の譲渡禁止）

第９条　利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第１０条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 管理上支障があるとき。

（平１７条例３２４・一部改正）

（原状回復の義務）

第１１条　利用者は、センターの利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第１２条　センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について委員会が定める額を賠償しなければならない。

（平１７条例３２４・一部改正）

（委任）

第１３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（平１９条例５４・旧第１５条繰上、平２０条例６１・旧第１４条繰上）

附　則

1　この条例は、教育委員会規則で定める日（昭和６０年７月６日――昭和６０年浜松市教委規則第６号）から施行する。

2　浜松市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和３９年浜松市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条中第４３号を第４４号とし、第２８号から第４２号までを１号ずつ繰り下げ、第２７号の次に次の１号を加える。

(28)　野外活動センター

附　則（昭和６３年３月３１日浜松市条例第４９号）

1　この条例は、昭和６３年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成元年３月２８日浜松市条例第２２号）

この条例は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月２９日浜松市条例第４５号）

1　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成９年３月２８日浜松市条例第５６号）

1　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成１４年１２月１７日浜松市条例第９８号）

1　この条例は、平成１５年１月２１日から施行する。ただし、第３条の改正規定は、同年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成１７年６月１日浜松市条例第３２４号）

（施行期日）

1　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定及び次項の規定は、平成１７年７月１日から施行する。

（準備行為）

２　改正後の浜松市かわな野外活動センター条例（以下「新条例」という。）第３条の２第１項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第３条の３及び第３条の４の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

３　施行日前に改正前の浜松市かわな野外活動センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長又は教育委員会がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

４　この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長又は教育委員会に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附　則（平成１８年１２月１５日浜松市条例第１１８号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月１６日浜松市条例第５４号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年９月３０日浜松市条例第６１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年９月３０日浜松市条例第６２号抄）

１　この条例は、平成２１年１月２１日から施行する。ただし、第３９条、第４２条、第４９条から第５２条まで、第５９条、第６２条、第６３条、第６７条、第６８条、第７２条及び第７３条並びに附則第３項の規定は、同年４月１日から施行する。

３　第３９条、第４２条、第４９条から第５２条まで、第５９条、第６２条、第６３条、第６７条、第６８条、第７２条及び第７３条の規定による改正後の（中略）、浜松市かわな野外活動センター条例又は（中略）の規定は、第１項ただし書に規定する規定の施行の日以後の利用に係る利用料金又は使用料について適用する。ただし、同項ただし書に規定する規定の施行の際現に利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成２０年９月３０日浜松市条例第６３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月１５日浜松市条例第５号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年２月２５日浜松市条例第１１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置の原則）

２　この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年３月１７日浜松市条例第２９号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月１５日浜松市条例第２２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置の原則）

２　この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附　則（令和５年２月２２日浜松市条例第９号）

この条例は、令和６年１月１日から施行する。

附　則（令和６年６月１７日浜松市条例第４１号）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第６条関係）

（平１７条例３２４・平２０条例６２・平２３条例５・平２６条例１１・平２７条例２９・平３１条例２２・令６条例４１・一部改正）

1　施設利用料金

(1)　宿泊施設（炊事用具を含む。）

利用区分				金額
舎営施設	宿泊（1人1泊につき）	幼児	幼稚園の園児が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育所の園児が保育活動として利用する場合並びにこれらに準じる場合	円 200
			その他の場合	400
		小学校の児童（これに準じる者を含む。以下同じ。）及び中学校の生徒（これに準じる者を含む。以下同じ。）	小学校の児童又は中学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	300
			その他の場合	620
		高等学校の生徒（これに準じる者を含む。以下同じ。）		620
		一般		1,240
	日帰り（1人1日につき）	幼児	幼稚園の園児が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育所の園児が保育活動として利用する場合並びにこれらに準じる場合	100
			その他の場合	200
		小学校の児童及び中学校の生徒	小学校の児童又は中学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	100
			その他の場合	200
		高等学校の生徒		200
		一般		400
野営施設	宿泊（1人1泊に	小学校の児童及び中学校の生徒	小学校の児童又は中学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	200
			その他の場合	400
		高等学校の生徒		400

	つき）	一般	820

備考

1　宿泊とは、午後２時から翌日の午後１時までの利用をいう。

2　幼児とは、３歳以上小学校就学前の者をいう。以下同じ。

3　浜松市内に所在する団体以外の団体が利用する場合における当該団体に属する者の利用料金は、所定の利用料金の１．５倍に相当する額とする。

4　幼稚園若しくは保育所の園児（これらに準じる者を含む。）、小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒１０人以上の団体の引率者又は指導者については、それぞれ当該園児、児童又は生徒に係る利用料金を徴収する。

(2)　多目的ホール及び体育室

利用区分＼利用時間区分			午前9時から午後9時まで1時間につき
多目的ホール	幼児の団体	幼稚園の園児の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育所の園児の団体が保育活動として利用する場合並びにこれらに準じる場合	円 70
		その他の場合	140
	小学校の児童及び中学校の生徒の団体	小学校の児童又は中学校の生徒の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	170
		その他の場合	340
	高等学校の生徒の団体		340
	一般の団体		1,100
体育室	幼児の団体	幼稚園の園児の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合及び保育所の園児の団体が保育活動として利用する場合並びにこれらに準じる場合	100
		その他の場合	200
	小学校の児童及び中学校の	小学校の児童又は中学校の生徒の団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合	240

	生徒の団体	その他の場合	480
	高等学校の生徒の団体		480
	一般の団体		1,600

備考

1　利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は正時までとする。

2　浜松市内に所在する団体以外の団体が利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の１．５倍に相当する額とする。

3　利用時間を１５分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1)　所定の開場時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の２に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。(2)において同じ。）に相当する額

(2)　所定の開場時間外に利用する場合は、１時間につき、午前９時から午後９時までの間の１時間当たりの利用料金の１．５倍に相当する額

2　暖房装置利用料金（舎営施設に限る。）

１棟につき　２，９２０円

3　炊事用具利用料金

１式１回につき　４００円